

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（第3回） 会議録

- 1 日 時 平成26年10月17日（金）10時00分～12時5分
- 2 場 所 別府市役所4階 4F-2会議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 石原委員、大久保委員、河野委員、田中委員、瀧口委員、平野委員、古川委員、松永委員、湊委員、矢野委員（10名）
 - (2) 事務局 岩尾障害福祉課長、水口課長補佐兼支援係長、猪原主査
- 4 議 題
 - (1) 「親亡き後等の問題」を構成する問題点の洗い出し
 - (2) その他
- 5 配布資料
 - 資料1 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（第2回）会議録
 - 資料2 第2回会議で挙げた「親亡き後等の問題」を構成する現状の問題点
 - 資料3 第2回会議で挙げた「親亡き後等の問題」の解決策を検討する基本的な考え方
- 6 議事概要
 - (1) 「親亡き後等の問題」を構成する問題点
 - 障がいのある人が生きていくということを考えたとき、社会が変わっていかなければいけないと思う。
 - 障がいのある人の究極の目的は「自立」だと思う。自立の一步を踏み出せない重度障がいのある人に対してどのような支援ができるのかを考えていかなければいけないと思う。
 - 親の代わりに別のひとりが担うのは不可能だと思うので、「どれだけ多くの人が、障がいのある人にかかわれるのか」ということが重要ではないか。かなり早い段階から障がいのある人本人を交えて、障がいのある人を支える仕組みをつくっていかなければならないと思う。
 - 「親がしないとしょうがない」というのが現状。障がいのある人の親に「障がいのせいではない」「親の責任ではない」という社会モデルの考え方が浸透していない。だから、親は「地域で支える」という考えに至らない。市民もそうだと思うし、世の中の自己責任、自助努力という考

え方がそうさせているのではないか。市内の事業所も自己完結型で、横に手を伸ばしてネットワークをつくっていきこうという状況ではないような気がする。

相談事業者は、地域の中で相談をいっぱい抱えて、それを解決できない状況。もっと相談事業者が増えていかないといけないが、増えるだけの人材が集まるような状況ではない。

○ 障がいのある人は、どうやって地域の人とつながればよいのかがわからない。グループホームに入るにしてもかなりのお金がかかる。年金や工賃からそれをねん出できるのか。また、その他の費用を賄えるのが不安。

○ 今の段階で2つのことが気になっている。

ひとつは、本当に情報を拾いきれているのかということ。もう少し、親亡き後等の問題を抱えている人の生の声を聞いて、どうしてその声が上がっているのかということ掘り下げていく作業をしていかないと、もしかしたら私たちが持っている情報だけでは、一番大事なことを落としてしまうかもしれない。その作業をどうやってやるのか。

もうひとつは、「自立」という言葉をどう意義付けるかということ。それをこの委員会で共通認識することが大事だと思う。障がいのある人にとっての自立とは、ひとりで何でもできるということではない。障がいの有無にかかわらず、誰だって支え合って生きている。障がいのある人にとっての自立とは、その中で自分らしく生きるということ。つまり、自己決定を自分でやっていくということ。だから、自立支援とは、知的障がいや発達障がいであれば、意思決定の支援のことを指す。支援がないと生きていけない、それが障がいのある人であって、支援を受けることによって、障がいのない人との格差や差別が解消できる。だから合理的配慮という概念が存在する。

自立を支えるもののひとつとして、障がいのある人が大人になったときにきょうだいや親と同居というのが非常に多い。荒川区のデータを見たときに、特に知的障がい非常に顕著。こういうデータが別府でどうなっているのかを知りたい。単にそうなっているだけではなくて、どうして同居しているのか。そうしたいというのであれば、それは本人の選択だからよいのだが、しかし、ほかの選択肢を知らないからかもしれない。同居せざるを得ない理由があるとすれば何か。

きょうだい支えるという形にはしたくない。きょうだいが気持ちでそういうふうになってくれるのはありがたい。親やきょうだいでできないことは確かにある。しかし、「障がいがあるがゆえにきょうだいが支える」ということはあってはならない。それは社会が何とかしない

といけない。それが合理的配慮や障がいの概念ではないか。

支援がネットワークされなければならない理由は、1種類の支援だけでは障がいのある人をサポートできないから。人が生きていく上では、かなり広いネットワークが必要。障がいのない人はそれを意識しないで生きていける。自立するために支援がいるという、それを私たちは共通認識する必要がある。

「両親はどんなに頑張っても、見守る目は4つしかない。100人がこの子を知ってくれたら200の目になる。」という言葉。これがネットワーク化だと思う。だから自分たちがいなくなってもネットワークが助けてくれるという安心感を持つことができる。

- 障がいがあっても人であることに間違いはない。そう考えたときに、親が子どもの面倒を見ないといけないとか、そういうことが日本ではすごく求められているのではないか。「自立」という言葉が出てきたが、重度と軽度の障がいではアプローチの仕方が違うのではないか、抱えている問題が違うのではないかと思う。

高齢者福祉の地域包括システムは、障がい者福祉の分野でも取り入れられるものがあるのではないか。荒川区の報告書を見て、住まい、身の回りの世話・相談、成年後見制度、収入・生計、就労、社会参加の6つの観点は非常に大事なものと改めて教えられた。この観点のほかにもあり得るだろうし、別府には別府の事情もあるので、別府版に仕上げていく必要があると思う。

- 問題点は洗い出せば、まだまだ出てくるのではないかという感じがしている。荒川区では、ジャンル別に提言がされているようなので、こういったふうに方向性を持って協議していけばよいのではないか。
- 地域によっては障がいに対する理解が足りないところがある。これもひとつの問題点ではないか。親がいなくなってグループホームに入るといっても、家賃が高いところもあるし、そういったところも考えていかなければならないと思う。親は、自分の身近な所（グループホーム）に障がいのある子どもを住ませたい、死ぬまでそこに住まわしてもらいたいという希望がある。そういう親の希望を実現させたい。

(2) その他

委員長から各委員に対し、12月に開催予定の第4回会議までに、今回の配布資料の2と3のような資料を各自で作成して事務局へ提出するよう依頼がなされた。そして、それらをまとめることで現状の問題点の洗い出し作業を終え、次の現状分析に入っていきたいという考えが示された。これに対する各委員の意見は次のとおり。

- こういった障害者手帳を持っている人が親とどのくらい同居している

か、なぜそのようになっているのかなど、これから分析していく上で、ある程度数値的な情報が必要となってくるのではないか。

「親代わり」になるキーパーソンが必要になってくるのではないか。そのキーパーソンが障がいのある人を支えるためのネットワークをうまく機能させていけるかが重要になってくるのではないか。

- 情報がほしい。相談支援事業所からの情報収集が効率的かもしれない。また、親が高齢化して、「親の介護」と「子どもの障がいのケア」とどう両立させるかという問題もある。
- 話が明確化できていない。情報が非常に少ない状況の中で話し合いがなされているからではないか。住まいやどういうふうに生活をしているのかなど、こういった情報が別府市のほうでわかるのか。そういった情報をみせていただけるとイメージがわくし、別府市独自の姿が見えてくると思う。荒川区の報告書に挙がっている6つの項目については、調査できるものは調査したほうがよいのではないか。今から調査するのは大変だろうから、市で数値的なものを持っていれば概略でもかまわないので提供していただければと思う。前回の会議で施設の資料はいただいたが、そのほかの社会資源の件数がわからないので、そういった資料を提供していただきたい。
- 今からインタビューやアンケートが可能かどうか。データを基に報告書をつくったほうが説得力がある。市内の障害者手帳所持者数は約9,000人弱。その全員や保護者から今からアンケートをとるとするのは難しいのではないか。今ある資料を分析することが大事なのではないか。
- ベースラインのデータとして何があって、それがどうなのかというのは早急に検討する必要がある。どうしても足りないものがあれば、検討過程の中で追加でサンプリングして、障がい種別ごとにでも詳しいデータを集めたらよいと思う。当面は市の持っている情報で大まかに把握できるのではないか。ベースラインのデータをとるのに時間をかけてしまうと作業が止まってしまうので、並行しながらでよいのではないか。とにかく、市が持っているありとあらゆる情報を出せるものは全部出していただいて、それを見ていくというのがいいのではないか。

「会議を進めていく上ではもっと情報が必要」という意見が多かったため、第3期障がい者計画、第4期障がい福祉計画策定のために市が10月下旬に実施する「別府市障がい福祉に関するアンケート調査」に「親亡き後等の問題」となる現状の問題点（将来不安を抱く要因）が挙がってくるような質問を追加することが委員会から市へ依頼された。また、表紙のアンケート協力依頼文をもっと回収率が上がるような文章に変更できないか、

問18の矢印をはずして問19を全員に回答させられないか、問34に将来の悩みを聞く質問を加えられないか、問54を障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なものではなく、欠けているものを問う質問に変更できないか、という要望がなされた。この要望に対する検討については、市の判断に任せられた。

最後に、委員長から各委員に対し、再度、現状の問題点が漏れなく挙げられなければ解決策を検討できないため、次の会議の1週間前までを期限として、箇条書きで現状の問題点を事務局に提出するよう依頼がなされた。